

令和2年8月27日

第40回全国障害者技能競技大会における新型コロナウイルス
感染拡大防止のための具体的な措置

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第40回全国障害者技能競技大会（以下「全国アビリン」という。）を開催・実施するに当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等を取りまとめたものである。

なお、当該内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得る。

1 競技委員会専門部会の開催時の対応

(1) 原則として5人以上の競技委員会専門部会専門委員等（以下「専門委員等」という。）が集合しての競技別競技委員会専門部会（以下「専門部会」という。）は開催せず、できるだけスカイプ、ズーム等のWeb会議、メール等により実施すること。

(2) 集合しての専門部会を開催するに当たっては、以下の事項に留意するよう、周知・徹底すること。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
- ③ 会場に入場する際には、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 会場内の座席の配置等に当たっては、専門委員等の距離（できるだけ2m以上）を確保すること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない対面での座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫をすること。
- ⑤ 専門委員等が会議終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関

する PCR 検査等で陽性となった場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

2 全国アビリン開催時の感染防止対策

全国アビリンについては、感染防止対策のため「無観客」により開催する。

また、技能競技参加選手（以下「選手」という。）等が一堂に会する形での開閉会式（表彰式を含む）等の実施を取りやめる。

なお、具体的な感染防止対策については、以下に記載のとおり。

(1) 技能競技参加選手決定時の対応

機構は、選手の決定に際し、感染拡大の防止のために選手、介助者及び引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項を明示して、協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、全国アビリンへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。

なお、参加者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は、以下のとおり。

- ① 参加者は、体調確認チェックシート（(3) ①）を提出するとともに、以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参し、会場内ではマスクを着用すること。
- ③ 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 会場内では、他の参加者及び競技委員等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること。
- ⑤ 競技中に大きな声での会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、機構の指示に従うこと。
- ⑦ 参加者が全国アビリン終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査等で陽性となった場合は、機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(2) 競技の参加受付時（競技準備のための工具等搬入時や下見時等を含む。以下同じ。）の対応

機構は、参加受付時に参加者が密になることを防止するとともに、安全に競技を実施するため、競技会場入口等での受付の際には、以下の事項を行うこととする。

- ① 受付場所には、手指消毒剤を設置し、参加者に消毒させること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある者は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計、サーモグラフィ等で特定し、入場を制限すること。）
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（状況によっては、受付を行うスタッフがフェイスシールドの装着により対応することを含む。）
- ④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ 技能競技種目（以下「競技」という。）ごとに参加者の体調確認チェックシート（(3) ①）を提出させること。なお、当該チェックシートへの記入等は事前に行っておくこと。

(3) 参加者への対応

① 体調の確認

機構は、競技の参加受付時に、参加者に対して以下の事項を記載した別紙書面（体調確認チェックシート）の提出を求めることとする。

なお、競技実施日においては、宿泊施設等においてご自身で検温し、37.5度以上の発熱等がある場合は、来場を控えること。

ア 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）

※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 競技当日及び競技前2週間における体温測定結果及び以下の事項の有無

(ア) 37.5度を超える発熱

(イ) 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

(ウ) だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

(エ) 嗅覚や味覚の異常

(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等

(カ) 新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触

(キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

(ク) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

② マスクの着用状況の確認

機構は、参加者がマスクを着用していることを確認し、未着用の参加者に対しては、マスクの着用を求めること。

なお、選手の障害の種類・程度等により、マスクを着用することが困難であると機構が認める場合は、この限りではない（機構あて事前の申請が必要）。

③ 競技前後の留意事項

参加者に対しては、競技会場内のみならず、更衣室や昼食会場等においても、三つの密を避けるとともに、常にマスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずることを求めること。

(4) 専門委員等への対応

機構は、専門委員等が競技会場入りする当日に、専門委員等に対して参加者と同様に上記(3)①の体調確認チェックシートの提出を求めること。

また、専門委員等は、当該チェックシートの提出後、全国アビリン開催期間中は毎朝宿泊施設等においてご自身で検温し、37.5 度以上の発熱等がある場合は、来場を控えるとともに、全国アビリン開催中はマスクの着用を求めることとする。

なお、専門委員等は、競技の前後の打合せ等においても、三つの密を避けるとともに、常にマスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずること。

(5) 専門委員等以外のスタッフへの対応

機構は、専門委員等以外の全国アビリン役員及びスタッフのほか、会場設営等の運営の一部を外部に委託する場合には、上記(4)に準じた措置を講ずるよう求めること。

(6) 競技会場において準備等すべき事項

① 競技エリア

競技エリアにおける感染リスクを下げるため、機構は、以下に配慮して準備すること。

ア 三つの密を避けるため、原則として選手と選手の間隔を 2 m 以上空けること。選手と選手の間隔を 2 m 以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

- イ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m以上空けること。
- ウ 専門委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。
- エ アルコール等の手指消毒剤の設置
 - 参加者、専門委員等が全国アビリン開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、競技ごとの競技エリアにアルコール等の手指消毒剤を設置すること。
- ② 選手や専門委員等のための更衣室、休憩・待機スペース（招集場所）等更衣室、休憩・待機スペース、昼食会場等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する必要があることから、機構は、以下に配慮して準備すること。
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、参加者や専門委員等が密になることを避ける。
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者や専門委員等の数を制限する等の措置を講じる。
 - ウ 室内又は待機スペース内で複数の参加者、専門委員等が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。
- ③ 洗面所（トイレ）
 - 洗面所についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、機構は、以下に配慮して管理するため、会場を運営する機関と調整・確認すること。
 - ア トイレ内の複数のトイレ利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
 - イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ウ 手洗い場には、石けん（ポンプ型等）を用意する。
 - エ 感染症への感染を防ぐ手洗いの方法を掲示する。
 - オ 手ふきタオルを共用しないこと。
- ④ 飲食物（弁当等）の提供時
 - 飲食物（弁当等）を参加者に提供する際には、機構は、以下に配慮することとする。
 - ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
 - イ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶等個別配付できるものを提供する。
 - エ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を

取って対面を避け、飲食中の会話は控えること。食べきれなかったもの・飲みきれなかったもの等を指定場所以外に捨てないこと。

3 その他の留意事項

(1) 交通機関の利用及び宿泊における留意事項

機構は、参加者及び専門委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

- ① 参加者及び専門委員等は、利用する各交通機関及び各宿泊施設が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応すること。
- ② 参加者、専門委員等は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出はしないこと。

(2) 取得した個人情報の取扱い等について

機構は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、競技参加時に参加者等に提出を求めた体調確認チェックシート（(3) ①）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存すること。

また、全国アビリン終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合の公表の有無・方法については、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じて検討すること。

